

福祉生活病院常任委員会資料

(平成25年6月25日)

【 件 名 】

5 社会福祉法人信生会の業務上横領事件について

(福祉保健課) …… 1

福 祉 保 健 部

社会福祉法人信生会の業務上横領事件について

平成25年6月25日
福 祉 保 健 課

社会福祉法人信生会（以下「法人」という。）の監査を実施したところ、多額の使途不明金が認められたため、平成25年6月4日付けで指導監査の結果の文書指摘を行っていたところですが、下記のとおり是正状況報告書が提出（6月21日）されましたので報告します。

なお、横領事件の概要については、6月24日に法人による記者発表があったところです。

記

1 横領事件の概要

(1) 法人の名称

社会福祉法人信生会（別添1のとおり）
（東伯郡湯梨浜町はわい温泉58番5）

(2) 横領を行った者

法人の元会計経理担当者（30代・男性）

(3) 現在判明している横領額

区分	金額（円）
現金（施設利用料収入及び業者への支払金）の着服	22,392,192
法人口座預金の着服	112,825,142
横領額合計	135,217,334

(4) 横領金の使途

ほぼ全額を外国為替証拠金取引（FX）等に使用。

(5) 横領の方法

方 法		区 分	
		着服時期	内 容
現金の着服	施設利用料収入の着服	平成22年頃以降	・施設窓口において施設利用者から支払われた現金（施設利用料）等を着服。
	業者への支払金の着服		・業者等への支払い用に引き出した現金を着服。
法人口座預金の着服		平成23年末以降	・虚偽の支払稟議書や金融機関の払戻依頼書の偽造等による不正な引き出しを行い、法人預金を着服。

(6) 横領した期間

平成22年頃から平成25年5月まで

〔 ※平成22年頃から平成24年5月までは主に施設利用料収入や業者支払いの現金の着服。
※平成24年6月以降からは法人の預金からも頻繁に不正な引き出しが始まっている。 〕

2 横領発覚の経緯

(1) 一般監査の延期

○平成24年度の一般監査を次の理由で3度に渡り延期される。法人が業務多忙を理由にして監査の延期を申し出たため、一般監査の日程が決まらず、調整が難航した。（→実質的な監査回避）

一般監査予定日	状 況
平成25年2月14日	・監査直前に法人の元会計経理担当者本人がインフルエンザに罹患して監査に立会できないとの理由により監査延期の申し入れがなされ、監査を延期。
平成25年4月11日	・監査当日、法人の元会計経理担当者本人の忌引（祖母が他界）を理由により監査延期の申し入れがなされ、監査を延期。
平成25年4月25日	・監査当日、法人の元会計経理担当者本人から法人の書類が未整備であることを理由に監査延期の申し入れがなされ、監査を延期。

(2) 一般監査による使途不明金の発覚

○一般監査を2度実施。監査の過程で多額の使途不明の支出が認められた。

一般監査日	確認できた内容等
平成25年5月10日	第1回一般監査 ・総勘定元帳等の必要書類がなく、事実上、監査不能。
平成25年5月23日	第2回一般監査 ・総勘定元帳には記載されていない使途不明の現金が頻りに法人の通帳から支出されていることが認められたので、法人に事実確認を行った。 ・監査当日、元会計経理担当者が行方不明となっていた。
平成25年5月24日	・法人から元会計経理担当者の横領を告白する文書が見つかった旨の報告があった。(元会計経理担当者の横領が判明。) ・警察に捜索願を提出。
平成25年5月26日	・法人から元会計経理担当者が他県で発見されたと報告があった。(→家族が身柄を引き取りに行く。)

(3) 特別監査による事実確認

○一般監査後、横領の事実確認のため、特別監査を3度実施。

特別監査日	確認できた内容等
平成25年5月28日	・横領された金額について正確に把握ができていない。 ・過去の帳簿等を確認し、実態解明を鋭意進めている。
平成25年5月30日	・証券会社及び金融機関に対する入出金に関する調査をしている。
平成25年6月5日	・元会計経理担当者の事情聴取の状況と横領額の調査の進捗具合を確認。 ・横領の内容は、元会計経理担当者が法人の資金を外国為替証拠金取引(FX)等に使用したものであること。 ・元会計経理担当者と直接面談する機会を得る。 ・元会計経理担当者本人から告白文の内容に沿って聞き取りを行う。

3 文書指摘

○一般監査及び特別監査の結果に基づき、多額の使途不明金支出の事実解明(是正)を求める文書指摘を平成25年6月4日付けで施行、翌日法人へ手交し、文書指摘の内容を説明する。

4 是正状況報告

(1) 報告書の提出 平成25年6月21日(金)(別添2のとおり)

(2) 法人の記者発表 平成25年6月24日(月)(別添3のとおり)

(3) 是正状況報告の概要

指摘事項の内容	是正状況報告の要旨
経理事務担当者から施設長に対し、平成25年5月22日付けで「業務上横領について」と題する文書が提出され、当県には平成25年5月24日に報告されたところであるが、記載の内容について不明な点が多い。 ついては、記載内容の事実確認を行い、その結果を報告すること。	○元会計経理担当者から事情聴取及び帳簿等の精査を行った結果、同文書に記載されているように、元会計経理担当者が業務上横領を行っていた事実が明らかになった。 ○具体的には、元会計経理担当者は、法人の現金及び預金口座から流用を開始し、法人名義金融機関口座から合計1億1,282万5,142円、取扱い現金等合計2,239万2,192円を横領し(合計1億3,521万7,334円)、外国為替証拠金取引(以下「FX取引」という。)及び競馬等に使用していた。
平成24年度の貸借対照表(案)の現金預金の残高と通帳の預金残高を突合した結果、約1億円程度の金額の乖離が認められた。 ついては、決算関係書類(総勘定元帳等)、通帳及び日々の仕訳伝票等を精査の上、金額が乖離している理由を報告すること。 併せて、財務諸表についても精査を行い、その結果を報告すること。	○貸借対照表上の現金と通帳の預金残高が乖離したのは、元会計経理担当者による口座引出の方法による横領が原因である。 ○元会計経理担当者は預金口座から引出し、着服したとき、その会計処理をしなかったため、会計上の預金残高と実際の預金残高が乖離することとなった。 ○平成25年3月31日時点の財務諸表を精査した上で、元会計経理担当者から横領を行った方法及びその際の会計処理方法について、聞き取りを行った。そして、財務諸表の基となる総勘定元帳等の会計記録の精査の結果、横領額は1億3,521万7,334円と算定した。
総勘定元帳には記載されていない	○「法人が現金で支出した。」とされる事項は、元会計経理担当者の

<p>使途不明の現金が頻繁に法人の通帳から支出されていることが確認された。(特に平成24年12月以降の出金が頻繁。)</p> <p>ついては、法人が現金で支出した事項についての使途及び理由を確認し報告すること。</p> <p>また、併せて総勘定元帳に未記載で経理処理をした経緯を報告すること。</p>	<p>横領行為により支出されたものである。横領金の使途は、元会計経理担当者のFX取引及び競馬掛金等である。</p> <p>○元会計経理担当者は、預金からの横領について会計上の処理をしていなかったため、総勘定元帳にも記載されることはなかった。</p>
<p>総勘定元帳に記載されている入所者利用料の未収金の金額が、法人の仕訳帳には記載されていなかった。</p> <p>ついては、未収金が仕訳帳に記載されていない理由を報告すること。</p> <p>また、未収金の計上が正しく決算処理されているか再確認の上、未収金と計上されていないながら、実際には収入済のものがないか確認すること。</p>	<p>○元会計経理担当者は、利用者から集金した利用料を着服する際、実際には受領しておきながら、会計上の入金処理をしていなかった。入金処理をしていなかった金額が総勘定元帳に未収金として残存していた。</p> <p>○従って、未収金の計上は正しく決算処理されておらず、未収金として計上されながら、実際には収入済のものもある。</p>
<p>貴法人の経理規程第26条第2項の規定によると小口現金の限度額は4万円となっている。しかしながら、総勘定元帳及び通帳を確認したところ小口現金で4万円を超える支出(数十万円～数百万円単位の支出)が見受けられた。</p> <p>ついては、経理規程で定めた小口現金の限度額を超える支出をした理由を報告すること。</p> <p>また、預金残高と小口現金出納簿の金額を突合し、併せて小口現金出納簿の内容を確認し報告すること。</p>	<p>○小口現金で預金口座から4万円を超える引出しがなされているのは、本来は各名目(例えば業者への支払い等)とすべきものをまとめて小口現金として引出したものと、平成22年度以前は、元会計経理担当者が包括的に半期分まとめて、稟議書を作成し、この承認を得て引出したものである。</p> <p>○また、一定額(例えば数十万円)の引出し、引出金を改めて振込むといった支払いがなされていたが、元会計経理担当者によるそのような取り扱いが習慣化していた。</p> <p>○預金残高と小口現金出納簿の金額を精査した結果、小口現金出納簿の記載の内容自体が不正確であり突合していなかった。</p>

5 今後の対応

- 今回の是正状況報告に基づく確認監査(特別監査)を速やかに実施して今回の事案を解明するとともに、施設内部及び法人の組織管理体制を含め、他に不適正な事案がないか厳重に調査し、必要に応じて、業務改善命令(行政処分)を行う。
- 今回の事案を踏まえ、社会福祉法人における会計処理体制の緊急点検(特に経理担当職員と会計責任者の役割分担、施設長等責任者及び監事監査を含めた内部チェックの実効性等)を行い、適正な会計処理の徹底を図る。(近日中に県所管社会福祉法人(58法人)を個別訪問。市所管法人(49法人)については、4市に同様な取組を要請。)

(参考：用語解説)

外国為替証拠金取引(FX(Foreign eXchangeの略))

- 証拠金(保証金)を業者に預託して外貨を売買して利益を出す取引のこと。(「通貨証拠金取引」、「外国為替保証金取引」などともいう。)
- 取引の仕方によっては非常に高いリスクを負う。

社会福祉法人信生会の概要について

- 1 法人名 しやかいふくしほうじんしんせいかい
社会福祉法人信生会
- 2 設立認可年月日 平成6年11月22日
- 3 主たる事務所 東伯郡湯梨浜町はわい温泉58番5
- 4 代表者 理事長 きしだ 岸田 せんぞう 専蔵
- 5 役員構成

(平成24年4月1日現在)

役職名	氏名
理事長	岸田 専蔵
副理事長	岸田 政実
理事	早川 喜久
理事	安達 恵照
理事	松本 達之
理事	荒松 明実
理事	吉田 武章
理事	山下 慶久
理事	吉田 勤
理事	池口 正香
監事	菊澤 慧昭
監事	東 昭一郎

- 6 職員数 約30人

7 事業の概要

(平成24年4月1日現在)

事業の種類	施設名	所在地	定員 (人)	事業開始 年 度	施設長
通所介護	デイサービスセンターハワイ信生荘	東伯郡湯梨浜町はわい温泉58番5	10	平成7年度	岸田政実
通所介護	デイサービスセンターハワイ信生荘	東伯郡湯梨浜町はわい温泉58番6	35	平成17年度	岸田政実
認知症対応型 共同生活介護	グループホーム信生ゆりはまの里	東伯郡湯梨浜町はわい温泉58番6	18	平成17年度	岸田政実

平成25年6月21日

鳥取県福祉保健部長 様

社会福祉法人 信生会
理事長 岸 田 専 蔵



平成24年度社会福祉法人指導監査是正又は改善状況報告書の提出について

この度は、多大なるご迷惑をお掛けいたしまして誠に申し訳ございません。

平成25年6月4日付け（第201300042281号）の指摘事項について別添のとおり、ご提出させていただきますので、よろしくお取り計らい下さいますよう、お願い申し上げます。

平成24年度社会福祉法人指導監査是正又は改善状況報告書

提出日	平成25年6月21日
法人名	社会福祉法人信生会
担当 (連絡先)	(電話：0857-35-5215) (ファクシミリ：0858-35-5205) (電子メール：)

指摘事項	是正又は改善状況	改善時期
<p>経理担当者から施設長に対し、平成25年5月22日付けで「業務上横領について」と題する文書が提出され、当県には平成25年5月24日に報告されたところであるが、記載内容について不明な点が多い。</p> <p>については、記載内容の事実確認を行い、その結果を報告すること。</p>	<p>経理担当者から事情聴取及び帳簿等の精査を行った結果、同文書に記載されているように、当該経理担当者が業務上横領を行っていた事実が明らかになった。</p> <p>具体的には、経理担当者は、信生会の現金及び預金口座から流用を開始し信生会法人名義金融機関口座から合計金1億1282万5142円、取り扱った現金等合計2239万2192円、合計金1億3521万7334円を横領し、外国為替証拠金取引（いわゆる「FX取引」）及び競馬に使用する等して費消していた。</p>	
<p>平成24年度の貸借対照表の現金預金の現金残高と通帳の預金残高を突合した結果、約1億円程度の金額の乖離が認められた。については、決算関係書類（総勘定元帳等）、通帳及び日々の仕伝票等を精査の上、金額が乖離している理由を報告すること。併せて、財務諸表についても精査を行い、その結果を報告すること。</p>	<p>貸借対照表上の現金預金と通帳の預金残高が乖離したのは、経理担当者が預金口座から現金を引き出して横領を行っていたことが原因である。</p> <p>経理担当者は預金口座から引出し、着服した場合、その会計処理をしなければならなかったため、会計上の預金残高と実際の預金残高が乖離することとなった。</p> <p>平成25年3月31日時点の財務諸表を精査した上で、経理担当者から横領を行った方法及びその際の会計処理方法について聞き取りを行った。そして、財務諸表の基となる総勘定元帳等の会計記録の精査の結果、横領額は1億3521万7334円と算定された。</p>	

指 摘 事 項	是正又は改善状況	改善時期
<p>総勘定元帳には記載されていない用途不明の現金が頻繁に法人の通帳から支出されていることが確認された。(特に平成24年12月以降の支出が頻繁。)</p> <p>については、法人が現金で支出した事項について用途及び理由を確認し報告すること。</p> <p>また、併せて総勘定元帳に未記載で経理処理をした経緯を報告すること。</p>	<p>「法人が現金で支出した」とされる事項は、経理担当者の横領行為により支出されたものである。横領金の使途先は、経理担当者のF X取引及び一部は競馬掛金等である。</p> <p>経理担当者は、預金からの横領について会計上の処理をしていなかったため、総勘定元帳に記載されることはなかった。</p>	
<p>総勘定元帳に記載されている入所者利用料の未収金の金額が、法人の仕訳帳には記載されていないことが確認された。</p> <p>については、未収金が仕訳帳に記載されていない理由を報告すること。</p> <p>また、未収金の計上が正しく決算処理されているか再確認の上、未収金と計上されていないが、実際には収入済のものがないことが確認すること。</p>	<p>経理担当者は利用者から集金した利用料を着服する際、実際には受領しておきながら、会計上の入金処理をしていなかった。入金処理をしていなかった金額が総勘定元帳に未収金として残存していた。</p> <p>従って、未収金の計上は正しく決算処理されておらず、未収金として計上されながら、実際には収入済のものもある。</p>	
<p>貴法人の経理規定第26条第2項の規程によると小口現金の限度額は4万円となっている。しかしながら、総勘定元帳及び通帳を確認したところ小口現金で4万円を超える支出(数十万円～数十00万円単位の支出)が見受けられた。</p> <p>については、経理規定で定められた小口現金の限度額を超える支出をした理由を報告すること。</p> <p>また、預金残高と小口現金出納簿の金額を突合し、併せて小口現金出納簿の内容を確認し報告すること。</p>	<p>小口現金で預金口座から4万円を超える引出しが行なわれているのは、本来は各名目(例えば業者への支払い等)とすべきものをまとめて小口現金として引き出したものや、平成22年以前は、会計担当者が包括的に半期分まとめて、稟議書を作成し、この承認を得て引き出したものである。</p> <p>また、一定額(例えば数十万円)の引出し、引出金を改めて振込むといった支払いが行なわれていたが、経理担当者によるそのような取り扱いが習慣化していた。</p> <p>預金残高と小口現金出納簿の金額を精査した結果、小口現金出納簿の記載の内容自体が不正確であり突合していなかった。</p>	

- (注)
- 1 「是正又は改善状況」欄は、具体的に記入すること。
 - 2 「改善時期」欄には、まだ改善していない事項については予定を記載すること。
 - 3 「是正又は改善」を証する関係書類を添付すること。


平成25年5月22日

副理事長様

社会福祉法人 信生会


業務上横領について

この度は誠に申し訳ありません。

私、は法人のお金を使い込みしてしまいました。

金額は通帳から8千万～9千万円と利用料の8,000,000円ほどの約1億円になると思います。この額はほぼ平成24年度にて使用してしまいました。

横領は、平成23年度から行なっていました。平成24年3月31日に500万円程度は補填していました。その時期にはここまで巨額ではありませんでした。横領する事自体が犯罪ですので金額の問題ではございませんが、正直ここまでの金額になっているとは思っていませんでした。

横領する原因となったのは、平成21年か平成20年頃にサービスの利用料の未回収金額が30万円程度ございました。何度か利用料の支払いをしていただくように掛け合いましたが支払いの目途が立ちませんでした。この未収金をどうにかしようとして平成22年頃だったと思います。外貨為替証拠金取引、いわゆるFXというものに手をだしてしまいました。12月だったと思います。その頃は簡単に考えており、もちろん自分の資金で行ないました。ボーナスをいただいた後でしたので40万円ほど振り込み行ないましたが、1週間程度ではほぼ0円になりました。まったく知識がたりませんでした。これは家族にばれたらまずいと思い、記憶が定かではありませんが、その頃から利用料を未収計上しFXに入金していました。さすがにこれはまずいということで奥さんには秘密で貯金が円ほどありましたので、その中の一部で50万円位だったと思います。それから残りのお金でまたFXを行ないましたが、これもすぐになくなりました。平成23年のいつかは覚えていませんが、業者支払いのお金を一時的に借りさせてもらい、FXに入金し利益がでたらすぐに現金を引き出し業者支払いを行なっていました。しかし、それもうまくいかず1,500万円以上の横領額となっていました。親にお金を借りある程度は補填しました。もうこんな事はするまいと思っていました。平成24年度に入って横領の額が跳ね上がりました。始めの内はグループホーム費用のサービスが立替である費用が何千万円かありましたので、それを振替える稟議を作り現金をそのまま横領をしていました。そんな事をしている内に、最後の方は訳がわかりません。本当に申し訳ございませんでした。2～3週間で必ず帰ってきます。申し訳ございません。

平成25年6月24日

報道関係者各位

社会福祉法人 信生会

理事長 岸 田



このたび、当会におきまして、会計経理担当職員が資金を横領していたという事実が判明いたしました。

弁護士・会計士等の専門家に依頼し調査したところ、当該職員は、平成22年頃から、不正に会計操作を行った上で、施設利用者様の利用料を着服する、決裁資料等の偽造により法人名義の口座から現金を引き出す、などの方法によって、合計約1億3500万円の資金を私的に利用していたとのことです。

当会では、当該職員を処分すると共に、警察に被害届を提出しました。施設利用者様をはじめ関係者各位の皆様に対し、多大なるご迷惑をおかけするとともに、皆様の信頼を失墜したことにつきまして、心よりお詫び申し上げます。

今回の事態を厳粛に受け止め、法人では、再発防止に向けて、法人外部の専門家の意見も賜り、会計処理の適正を確保するための内部チェック体制の構築に取り組み、一日も早く皆様の信頼を回復できるよう努めてまいります。

1 法人の概要

法人名	社会福祉法人信生会
設立認可年月日	平成6年11月22日
主たる事務所	鳥取県東伯郡湯梨浜町はわい温泉58番5
理事長	岸田専蔵
職員数	約30名

2 事件の概要

当該職員は、平成13年から当法人に勤務し平成20年から平成25年6月20日に懲戒処分を受けるまで総務係長を務め、当法人の会計・経理責任者の立場

にあったところ、平成22年ころから法人の資金を横領したものである。

3 横領総額

1億3500万円 (平成25年6月21日現在判明分)

(預金口座 1億1280万円)

(その他 2230万円)

4 判明した経緯及び動機等

県の指導監査により使途不明金を指摘され、内部調査を行ったところ、当該職員が横領の事実を申告した。

平成22年頃、外国為替証拠金取引を開始し、自己資金での補填が不可能になったため、平成22年以降利用者から支払われる施設利用料を着服しはじめ、その後法人が業者へ支払うべき業務委託料を流用したり、法人内部の稟議書や金融機関に対する預金引き下ろし依頼書の印影を偽造するなどして法人の預金口座から預金を引き出す等の方法により、法人資金を上記取引等に充てるようになった。

横領金は専ら、上記取引の証拠金に使われた。

5 法人の対応

平成25年6月20日付で当該職員を懲戒解雇するとともに、6月24日に倉吉警察署に被害届けを提出した。

6 再発防止への取り組みについて

公認会計士・弁護士による横領金額の確定作業を終了したところであり、今後は法人外部の専門家の意見を賜り、会計処理の適正を確保するための内部チェック体制を構築・強化する。

以上